

第 602 回 統計審議会議事録

- 1 日 時 平成 15 年 1 月 17 日（金） 16:00～16:40
- 2 場 所 総務省第 1 特別会議室（中央合同庁舎第 2 号館 8 階）
- 3 議 題

- (1) 会長の互選
- (2) 庶務事項
 - 1) 部会長及び部会に属すべき委員の指名について
 - 2) 会長代理の指名
- (3) 部会報告
- (4) その他

4 配布資料

- 1) 統計審議会委員及び専門委員の発令について
- 2) 部会長及び部会に属すべき委員の指名について
- 3) 統計審議会委員の所属部会一覧
- 4) 部会の開催状況
- 5) 指定統計調査の承認等の状況（平成 14 年 12 月分）
- 6) 平成 14 年 11 月指定統計・承認統計・届出統計月報（第 50 巻・第 11 号）
- 7) 指定統計の公表実績及び予定

5 出席者

【委 員】竹内会長、廣松委員、篠塚委員、舟岡委員、飯島委員、須田委員、菅野委員、後藤委員、清水委員、新村委員、西村委員

【統計審議会会議内規第 2 条の規定による出席者】

総務省須田統計調査部長、厚生労働省高原企画課長、
農林水産省河崎構造統計課長、国土交通省藤田企画調整室長、
東京都早川統計部長

【事務局（総務省統計基準部）】

総務省大林統計基準部長、同堀統計審査官、同山本統計審査官

6 議事概要

(1) 会長の互選

総務省統計局大林統計基準部長の司会進行により、統計審議会令第 2 条第 2 項に基づく会長の互選が行われ、清水委員から竹内委員を推薦する旨の発言があり、出席委員全員の同意により、竹内委員が会長に選任された。

(2) 竹内会長の就任あいさつ

竹内会長）皆様の御推薦により、再び会長を務めさせていただくことになった。法施行型審議会となった 2 年前に会長となり、新しい制度の下で色々と戸惑うこともあったが、これまで皆様の御協力により無事に務めさせていただいた。

統計の問題はたくさんあるため、委員の皆様にも部会等で御努力いただき、あるいは御苦労いただくことも多いと思う。2 年間、またよろしく願いしたい。

(3) 西村委員の就任あいさつ

西村委員から就任に伴うあいさつがあった。

(4) 庶務事項

1) 統計審議会委員及び専門委員の発令について

竹内会長から、統計審議会委員及び専門委員が、資料1のとおり発令された旨報告があった。

2) 部会長及び部会に属すべき委員の指名について

竹内会長が、統計審議会令第5条第2項及び第3項の規定に基づき、部会長及び部会に属すべき委員を資料2及び資料3のとおり指名した。

3) 会長代理の指名

竹内会長が、統計審議会令第2条第4項に基づき、会長代理に廣松委員を指名した。

(5) 部会の開催状況

○ 農林水産統計部会

平成14年12月18日及び平成15年1月16日に開催された第81回及び第82回農林水産統計

部会（議題：「平成15年に実施される2003年漁業センサス（仮称）の計画について」）の開催結果について、須田部会長から報告が行われた。

〔質 疑〕

廣松委員）漁業センサスと海面漁業生産統計調査との関係で、『漁業経営体』と『漁船』とを対応づけられれば」と条件句が付いており、また、「漁船に関するデータは、漁船法に基づき行政資料として収集可能」とされているものの、そのまま取り込むことは難しいとしているが、この状況での対応づけは可能なのか。

須田部会長）可能であると判断している。

竹内会長）どのような方法により可能なのか。実施部局の方から説明していただきたい。

河崎課長）漁船関係の情報は、漁業経営体調査の中でセンサスとして調査を行っている。したがって、当然、漁業経営体と漁船の対応関係は明確であるが、調査の簡素化の観点から漁船登録のデータを活用できないかという議論があったが、対応関係は当然確保されるものの、問題としては、まだ磁気化されていない、あるいは個人情報的なものがあるので、それをクリアすることができれば、行政情報である漁船登録の情報を漁業センサスに流用することも可能になるのではないかという議論である。

竹内会長）今回計画されている漁業センサスでは実現しないのか。

河崎課長）今回は、センサスとして、漁船についても経営体調査の中で調査させていただく。

竹内会長）経営体ごとに相当する漁船をすべて調べるということか。

河崎課長）そのとおり。

飯島委員）水産加工と流通関係については、工業統計調査との関係をよく調査した上で、更に充実するという説明であったが、工業統計調査では把握されているのか。

須田部会長）まず、どの調査項目が重複して、どの調査項目が不足しているのかがよく分からないというのが出発点なので、そこをはっきりさせていく。

飯島委員) それは、今回の諮問に対する答申案の中には入ってこないのか。

須田部会長) どういった形でか。

飯島委員) 曖昧になっているところを今回このようにクリアにするということである。

須田部会長) 今回調査で調べてみて、その結果で分かってくる。

竹内会長) 分かってくるということをもう少し詳しく言うと、漁業センサスで調査された水産加工業の事業所と工業統計調査で調査された事業所とが重複していれば、これらはマッチングできる形なのか。

舟岡委員) 今回調査では、工業統計調査が対象とする冷凍倉庫も含めて、すべての冷凍・冷蔵倉庫に網をかけて調査をすることとしている。それぞれの調査で事業所がどのように対応しているかについて、今回の調査結果を基に検証することが可能となる。

竹内会長) 結果を基にしてという意味は、個票ごとにマッチングができるということか。

舟岡委員) 個票ごとにマッチングするということである。

竹内会長) 名簿上でマッチングしてチェックすることは可能ということか。

舟岡委員) 100 %可能かどうかはやってみないとわからないが、例えば住所等から工業統計調査の事業所と今回の漁業センサス調査の冷凍・冷蔵倉庫の事業所とで、どれが対応し、どれが対応していないのかが結果として分かる。

竹内会長) 結果として分かるというのは、そういう作業をしてみないと分からない。今回その作業を行うということか。

舟岡委員) するということである。

河崎課長) 冷凍・冷蔵工場及び水産加工場の調査については、第5次漁業センサスにより昭和48年からスタートしている。前回の漁業センサスまでは沿海部、つまり漁港の近辺にある冷蔵施設、あるいは加工場のみを対象としていた。

その場合は、当然、工業統計調査の母集団とは違ってくるが、実態をみると、冷凍・冷蔵工場にしても水産加工場にしても、交通の便から、工業団地等がある内陸部に相当立地している。

この漁業センサスのデータは、農林水産省で実施している他の承認統計調査の母集団としても使用しているが、センサスのデータは沿海部しかないので、内陸部に立地する工場については、統計組織の人間が情報収集で母集団の整備を行った。

この漁業センサスのデータは、農林水産省で実施している他の承認統計調査の母集団としても使用しているが、センサスのデータは沿海部しかないので、内陸部に立地する工場については、統計組織の人間が情報収集で母集団の整備を行った。

今回の漁業センサスで、内陸部も含めて一度調査を行い、その結果を基に工業統計調査の母集団との関係を検証する。それが相当重複していれば、工業統計調査の方から母集団情報を頂くとか、内容についてもある程度の重複があるのなら、いただけるものはいただくということで、次回の2008年漁業センサスでは整理できるのではないかと趣旨である。

竹内会長) 今回の調査の後に、その結果に基づいて工業統計調査と対照をして、その次の検討に生かすという作業が、今回の漁業センサス全体の作業計画に含まれているのか。

河崎課長) 第82回農林水産統計部会において、そういう審議の結果であったので、そのようにさせていただく。

竹内会長) 部会の審議の結果ということか。分かった。

飯島委員) 水産加工と流通関係の従業員数の把握も、その対象に入っているのか。

河崎課長) 工業統計調査にも、漁業センサスにも入っている。

竹内会長) 「漁業センサスは『経営体』を客体とする産業統計として早期から取り組んできたものであるが、今後、更にその方向で取り組むことは適当と考える。」としているが、私もそのとおりであると思う。農林業センサスは多少そうでないかもしれない。「更にその方向で」というのは、具体的にどのようなことが取り上げられているのか。

山本審査官) 具体的に何かということではなくて、現在の調査方法が、産業統計として「経営体」を中心にとらえる形で整備されてきているという流れの中での話であり、特に先に進んでこれをということで議論が出たわけではない。

舟岡委員) 多少あった議論としては、漁業地域調査の中で、集落ごとのお祭りやイベント等の地域活動について調査をするようになってきているが、そういうものについて、この漁業センサスの中で、それも全数調査することが適当なのかという意見はあった。

竹内会長) 経営としては、関係ないのではないかとということか。

舟岡委員) そのような趣旨である。

清水委員) この「経営体」という用語は、漁業センサスで一般的に使われている概念なのか。例えば、工業統計調査等という事業所に該当するものなのか、それとも一般的に使われている用語なのか。

河崎課長) 「経営体」という用語の定義については、確たるものはないが、当初は漁業の世界で使われたと認識している。農業の場合は、農家世帯等の生業的な産業であったが、漁業の場合は、網元、会社組織といった企業的な発想が相当古くからあり、一方では、漁家等の生業的な業主もいるというようなことから、これらを総称する言葉として「経営体」という用語を使ったと理解している。

農業の場合においても、前回の2000年農林業センサスまでは農家世帯という世帯中心の調査をしていた。これは内部で検討中ではあるが、次回の2005年農林業センサスからは経営体に着目した調査に変えていきたいと思っている。農業も相当に法人化が進んできており、一方では、まだ農家世帯というものも存在していることから、それを包含する言葉として「経営体」という用語を使っている。

舟岡委員) 経営体といった場合には、漁船と対応していて、平成13年6月に答申を行った海面漁業生産統計調査の審議の際、漁船を持たない漁業経営体というのはないとの説明を受けている。この経営体には、会社組織であれ、共同体組織あるいは個人であれ含まれるが、漁業従事者世帯は入らないということか。

河崎課長) 漁船を持たない経営というのは、おそらく漁業ではごく一部の栽培漁業的なものを除けばないと思うので、概括的に言えばそのような理解でよいと思う。

清水委員) その概念定義を明確にしておかなければ、「センサス」と言われたときに、大変戸惑いが生じる。

産業別に見て、漁業という産業活動を包括的にとらえることがセンサスであるとする、そこで包括的にとらえられているものが何かといったときに、対象となる客体の定義が、今説明を受けた限りでは、産業的な活動として漁業を行っている主体をすべて網羅的にとらえているわけではないということか。

河崎課長) 漁業を行っている主体を網羅的に捉えているが、年間の稼働日数が30日未満の漁業経営を行うところは対象としていない。そういう意味においてすべてとは言えないが、それ以外の漁業経営の主体についてはセンサスで網羅的にとらえている。

竹内会長) それでいいのではないか。

漁業には従事しているが、漁船を所有せずに船に乗り込んでいるような者については、それ自体は主体的な漁業経営体ではないということであろう。そのような意味においては、いわゆる漁業従事者世帯と漁業経営体とは重複しているものもあれば、違うものもある。そのため、漁業経営体の方を主な調査対象としたものであると理解してよいか。

河崎課長) 主に漁業経営体を対象とした調査であるが、それに加えて、外縁部として漁業従事者世帯も調査している。

竹内会長) 農林業センサス、漁業センサスの本来の出発点は、農家・農業従事者、漁家・漁業従事者のいる世帯を主としていたが、そのうち、農業の売上げが全くない人までも農家になっていたが、徐々に経営体の方に整理していこうというのが統計の方向だと思う。これについては、漁業センサスの方が農林業センサスよりも先行して進んでいるという理解でよいだろう。

(6) その他

○ 指定統計調査及び統計報告の徴集についての承認の報告

総務省統計局統計基準部の堀統計審査官及び山本統計審査官から、平成14年12月における「軽微な事項」として統計審議会の調査審議の対象とならなかった「牛乳乳製品統計調査」及び「民間給与実態統計調査」の統計法第7条第2項による承認について、資料5による報告が行われた。